

受理第 6-11号

陳 情 書 等

件 名

訪問介護費の引き下げ撤回・介護報酬引き上げ再改定
を国に求める陳情書

訪問介護費の引き下げ撤回・介護報酬引き上げ再改定を国に求める陳情書

陳情の趣旨

国に対し、訪問介護費の引下げ撤回、介護報酬引上げの再改定を早急に行う意見書を提出すること。

陳情の理由

訪問介護の基本報酬が2024年4月から引き下げられたことに介護保険利用者や家族、事業所から、怒りや不安の声があがっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねません。

京都社会保障推進協議会は、2024年6月1日から7月31日まで、府内の828訪問介護事業所に緊急のアンケートを行いました。171事業所から回答をいただき、94.2%が訪問介護報酬引き下げ反対との回答でした。介護報酬の引下げについて、91.8%が納得できないと回答し、今後の影響については、経営の悪化(90.1%)、新規採用の困難(67.3%)、職員の賃金引き下げ(45%)ヘルパーの意欲・モチベーションが下がるが71.4%、ヘルパーの賃金改善が難しくなるが70.0%など、重大な影響が予想されます。介護報酬については、86.5%が「基本報酬の引き上げ」を求めていました。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模、零細事業所が経営難になる恐れがあります。2024年上半期の介護事業所の倒産は全国95件で過去最多となっています。

訪問介護事業所のうち36.7%が収支差率0%未満の赤字であることが明らかになっているにも関わらず、厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。しかし、この結果は、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているのであり、実態とかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回っています。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となります。かりに処遇改善加算による収入分があっても、全て職員の給与として支払われ、事業所の経営は苦しいままです。その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所がでています。

今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月額約7,500円、2025年度に月額約6,000円と見込んでいます。しかし、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

2024年11月20日

宇治市議会議長

松峯 茂 様

陳情者

住所

氏名 京都社会保障推進協議会議長 渡邊 賢治

電話